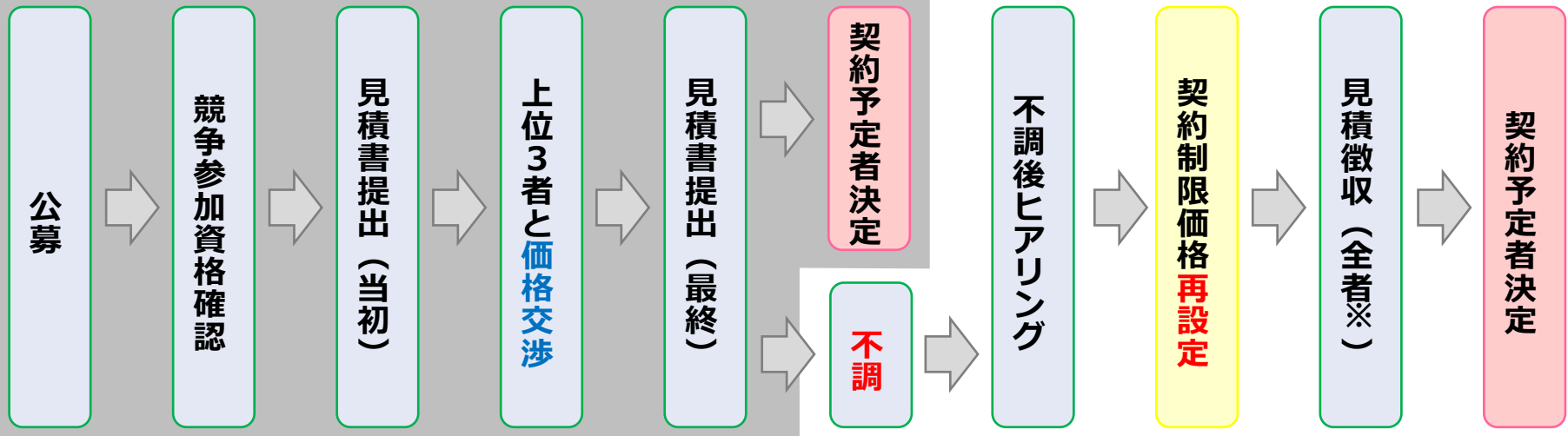


不調後協議方式とは

不調になった際に、競争に参加した者とヒアリングを行い契約制限価格を再設定し、全者※に対して再度見積提出いただき、契約予定者を決定する方式です。

の範囲は、公募型競争契約と同じフロー



※「全者」とは競争参加資格が確認でき、当初見積もりを提出いただいた者です。

【不調後協議方式のポイント】

- この方式で発注する場合は、以下のとおりとします。
- 不調とならずに契約締結となる場合は、現行の公募型競争契約のフローと同じです。
- 契約制限価格を公表した場合でも、見積価格（当初）が契約制限価格を超過しても失格としません。
- 見積書の金額が当社の定める基準価格を下回る場合は低見積価格調査を実施いたします。